

令和4年度第1回習志野市農業振興地域整備促進協議会議事録

1. 開催日時：令和4年7月22日（金） 午後2時～午後3時

2. 開催場所：習志野市庁舎5階委員会室

3. 出席者：委員14名

【会長】渡邊 勇（2号委員）

【副会長】三橋 美智子（3号委員）

【委員】村山 茂男（1号委員）

矢野 泰宏（1号委員）

三代川 善延（2号委員）

小倉 義松（3号委員）

金子 光雄（3号委員）

三代川 和彦（3号委員）

佐野 由紀雄（3号委員）

市角 勝康（3号委員）

櫻井 孝則（3号委員）

三代川 栄作（3号委員）

穴倉 義昭（4号委員）

田久保 雄一（5号委員）

【事務局】協働経済部 部長 根本 勇一

同上 次長 小倉 一美

産業振興課 課長 大竹 博和

同上 主幹 森川 善文

同上 係長 石橋 正崇

同上 主査補 吉岡 由美子

同上 副主査 佐々木 雄太

【傍聴者】1名

4. 議題

(1) 会長・副会長の選出

(2) 習志野市農業振興地域整備計画の変更について
(農用地区域からの除外申出に伴う変更)

(3) その他

- ・今後の農業振興地域整備計画の手続きについて
- ・補助制度について

5. 議事内容

(1) 会長・副会長の選出

【産業振興課 森川】会長は委員の互選により定めることと規定されています。

互選の方法は、いかがいたしますか。

【矢野委員】指名推薦がよい。

【委員一同】異議なし。

【産業振興課 森川】会長はどなたがよろしいでしょうか。

【矢野委員】渡邊 勇 委員を推薦します。

【委員一同】異議なし。

【産業振興課 森川】会長は渡邊委員に決しました。

〈会長と進行を交代〉

【渡邊会長】挨拶（省略）

副会長の選任に移ります。副会長の互選の方法は、いかがいたしますか。

【矢野委員】会長に一任します。

【委員一同】異議なし。

【渡邊会長】副会長は、三橋 美智子 委員を指名します。

【三橋副会長】挨拶（省略）

（２）習志野市農業振興地域整備計画の変更について

（農用区域からの除外申出に伴う変更）

※習志野市情報公開条例第 8 条第 1 号に規定する個人の不動産の内容、
財産状況に関する事項が含まれるため非公開

【産業振興課 石橋】本日は農用区域の除外の案件 3 件にかかる概要を説明し、一括して審議いただくことを予定しています。

本案件は令和 4 年 6 月 20 日付けで習志野市長より農用区域の除外について諮問書が提出されています。

当該箇所は除外番号 1 の鷺沼地区、除外番号 2 の実籾三丁目及び除外番号 3 の実籾本郷になります。

除外案件 1 鷺沼地区の農用区域の除外については、面積は 25.75 ヘクタール、筆数は合計で 308 筆となっております。

当該地区では土地区画整理事業が予定されており、農業施策との調整を図りながら住居系・商業系への土地利用転換を踏まえつつ、道路・公園などの公共施設の整備改善を行い、良好な商業・居住環境の形成を図ることを目的としています。

土地利用計画としては、農地との共存による緑豊かで防災機能を兼ね備えた良好な都市型住宅・商業・教育・福祉機能が複合を図るとしており、地区中心部には都市計画道路に面した商業系を配置し、地区西部には小学校用地、近隣公園及び福祉施設を配置し、商業・防災・コミュニティ・教育・緑の拠点として、地区北部・南東部は低層住宅用地及び中高層住宅用地の土地利用を図るとしています。

続きまして、除外番号 2 は、実籾三丁目●●番 1 4 8 m²の土地に専用住宅を設置するものです。

当該地の西側は既存宅地となっており、東側は農地、北側と南側は道路

を挟んで農地となっており、木造2階建て専用住宅の建設を予定しています。

住宅建設予定の事業者は、●●であり農業繁忙期に農作業を手伝っておりますが、今後ますます農業従事の頻度が増加することが見込まれることから、当該地に住宅を建設しようとするものです。

周辺農地への支障については、西側は既存住宅で支障ありません。北側と西側の隣接農地所有者には同意が得られていることを確認しています。

除外番号2の概要については以上です。

続きまして、除外番号3は、実籾本郷●●番 他4筆 5, 164. 84 m²の土地に児童養護施設および高齢者福祉施設等を設置するものです。

本事業は、区域南側に児童養護施設、北側に高齢者福祉施設を設置することが予定されています。

児童養護施設は千葉県の公募事業であり、また、高齢者福祉施設は習志野市の公募事業となっており、事業者である●●は県と市それぞれの選定事業者となっております。

当該事業者は、他の地域でも福祉事業を展開しており、特に香取市では農地所有適格化法人として農地を所有し、障がい者を雇用する事業を実施しています。

障がい者等が農業分野で活躍することで社会参画を図る、いわゆる「農福連携」に先駆けて取り組んでいます。

本事業では複数の施設を複合的に運営することとしており、主なものとして、保護者のいない児童や虐待されている児童など、養護を要する児童を入所させて自立のための援助を行う「児童養護施設」。

看護と介護を一体的に提供するサービスで「通い」、「宿泊」、「訪問介護」、「訪問看護」等を実施する「看護小規模多機能型居宅介護」。

認知症のある要介護者が共同生活において介護サービスを行うことにより自立した日常生活を目指す「認知症対応型協働生活介護」。

一般企業に雇用されることが困難で雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して就労の機会を提供する「就労継続支援B型」など、複数の施設の運営を担うことにより、複合的かつ高機能、高品質なサービスを提供するとのことでした。

周辺農地への支障については、北側農地所有者には同意が得られていることを確認しており、また、仮に今後、営農に支障があった際は、当事者双方で協議すると伺っております。

土地利用では区域右側のバスケットコートは、地域の方が自由に利用できる計画となっております。

区域北側は高齢者施設等に就労継続支援B型を設置する予定であり、近隣の農地を借り受け、農作業を行うこととしております。

具体的な農地につきましては、事業計画地の南側の屋敷五丁目に面積3,000㎡以上の農地を借用することを予定しており、こちらで障がい者の方が農作業を行います。

区域東側の事務所棟では地域交流スペースや高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方とその家族を受け入れる福祉避難所としての機能を設けることとしています。

以上、案件の概要になります。

【渡邊会長】 審議に入ります。ご意見、ご質問等がありますか。

【金子委員】 案件3の高齢者施設について、習志野市の高齢者が優先的に入れるのか。

【産業振興課 佐々木】 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については入居要件が市民となっています。

【宍倉委員】 案件3について、敷地は道路から一段下がっていますが、北東側の境界はどのような仕上げになりますか。

【産業振興課 森川】 西側の道路法面は間知ブロック擁壁、南側は道路を拡幅しますが高低差は無く、区域とほぼフラットであるため擁壁等は設置しません。東側道路は、南から北へ行くにつれて敷地との高低差が大きくなるため、コンクリートのL型擁壁を設置して高低差の処理を行います。

【宍倉委員】 北東側の農地に面した部分はどうなりますか。

【産業振興課 森川】 敷地と農地との段差はほとんどありませんが、土の流出を防ぐためブロック塀を一段から二段程度設置すると聞いています。

【宍倉委員】 農地と道路との段差があると思いますが、道路を拡幅することで解消されるのでしょうか。

【産業振興課 森川】 既存の道路勾配のなりで拡幅するため段差が無くなるわけではありません。高低差がある部分についてはL型ブロックを設置して土の流出等はないように処理すると伺っています。

【渡邊会長】 他にありますか。

質疑なしと認め、採決することと致します。挙手により採決致します。習志野市農業振興地域整備計画の変更については原案のとおり決することに賛成の挙手を求めます。

(委員挙手)

【渡邊会長】 賛成多数ということで、原案のとおり決するとともに、答申については、習志野市農業振興地域整備計画の変更は、やむを得ないものと判断するとしてよろしいでしょうか。

【委員一同】 異議なし。

【渡邊会長】 その他、事務局より何かありますか。

(3) その他

・ 今後の農業振興地域整備計画の手続きについて

【産業振興課 石橋】 今後の農業振興地域整備計画の手続きについては、農業委員会、JA、本協議会で意見を伺いましたので、これを基に千葉県と事前協議を行い農用地区域の除外を行います。

鷺沼地区については、千葉県の手続きになりますが、併せて農業振興地域の区域変更を予定しています。

・ 補助制度について

【産業振興課 佐々木】最後に事務局より補助制度についてご案内します。1点目が農業用資材の高騰に対する市内農業者への支援として、市が実施している「農業用資材緊急支援事業」です。2点目が、県が実施している「農業経営収入保険」の保険料補助事業です。いずれも今年度の期間限定の事業のため、是非ご活用ください。

【渡邊会長】以上で令和4年度第1回習志野市農業振興地域整備促進協議会を終了します。

以上